

「小山市多文化共生社会推進計画」概要

1 計画策定の背景

法務省のまとめによると、令和元（2019）年6月末現在の在留外国人数は282万9,416人（在留外国人統計）になっています。小山市（以下「本市」という。）においても全国的な状況と同様に、在留外国人の数は急速に増加しており、令和元（2019）年には7,155人と、本市の総人口の4.3%を占めるまでになっています。

また、平成30（2018）年12月には、国内の人手不足を背景に入管法が改正され、新たな在留資格として「特定技能」が創設され、今後、在留外国人の増加はさらに加速すると考えられます。

このような状況を踏まえ、本市では「市長を囲んでの外国人との懇談会」や「市民便利帳（英語版）」の作成など、様々な事業を展開してきました。また、小山市国際交流協会をはじめ、民間団体による「日本語教室」の開催や、「インターナショナルフェスティバル」などの交流イベントの開催など、様々な事業を展開しています。

一方、外国人と日本人の間のトラブルも、様々な場面で増加しており、早急に対応していかなければならない状況にあります。

このようなことから、本市では、外国人住民、日本人住民が同じ市民として、文化や習慣、価値観の違いを認め合いながら、多文化共生の社会づくりを計画的、総合的に展開するため、令和2年3月に「小山市多文化共生社会推進計画」を策定いたしました。

2 計画の期間

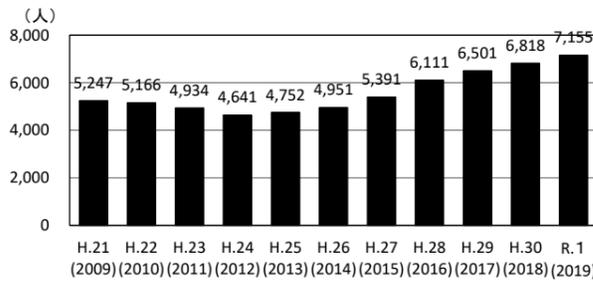
本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

3 本市における多文化共生社会の現状

■外国人数の推移

本市の外国人数は、令和元（2019）年10月1日現在、7,155人（住民基本台帳）で、総人口の4.3%を占めるようになっています。

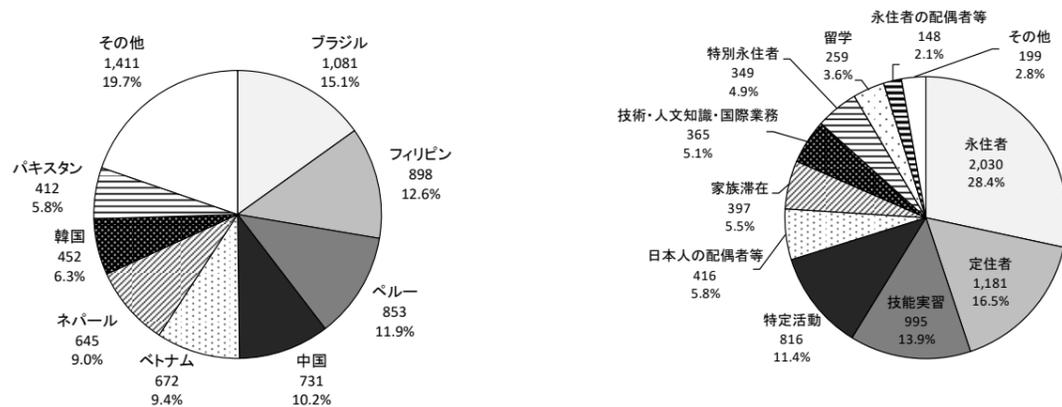
平成25（2013）年からの6年間で約2,400人と大幅に増加しています。近年、アジア諸国からの技能実習生の来日などが大きく影響しています。



■国籍別および在留資格別外国人数（令和元（2019）年10月1日）

国籍別にみると、最も多いのがブラジルの15.1%で、フィリピン12.6%、ペルー11.9%、中国10.2%、ベトナム9.4%、ネパール9.0%と続きます。東南アジア諸国が30%、中南米諸国が28%を占めます。

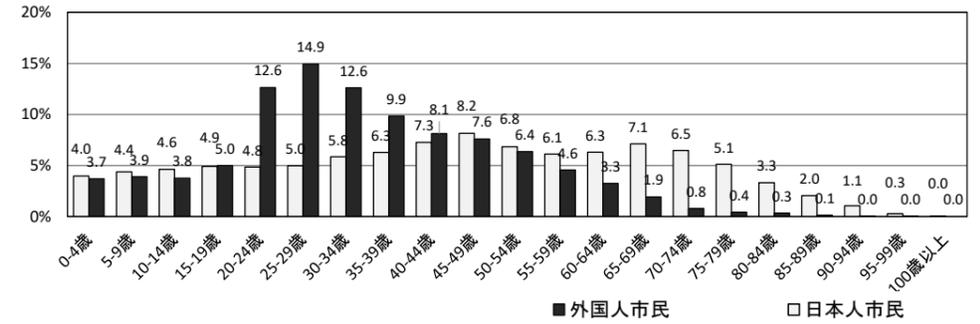
また、在留資格別にみると、最も多いのが永住者の28.4%で、定住者16.5%、技能実習13.9%、特定活動11.4%と続きます。永住者、定住者、配偶者等で50%強を占め、定住化の傾向にあります。



■年齢別外国人数

外国人数を5歳階級の年齢別にみると、最も多いのが25～29歳の14.9%で、20、30歳代で50.0%を占めています。

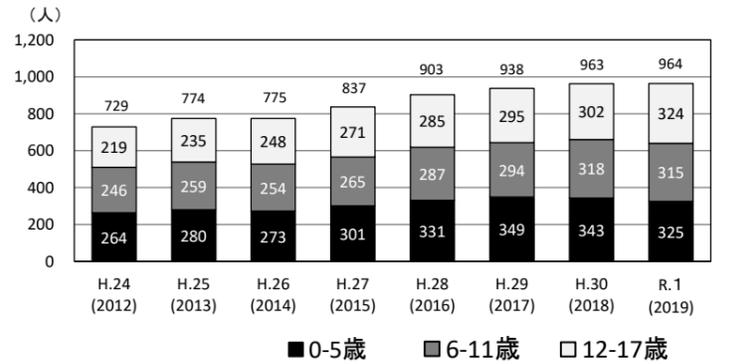
本市日本人の20、30歳代は21.9%であり、日本人と比較し断然若く、同年齢層の市民に占める外国人市民の割合は9.2%になっています。



■外国人児童生徒数の推移

外国人の児童生徒数（0～17歳）についてみると、令和元（2019）年10月1日現在で964人になっています。本市の総児童生徒数は26,512人であり、外国人の占める割合は3.6%になっています。

全体と同様、児童生徒数も増加傾向にあり、平成24（2012）年からの7年間で235人と大幅に増加しています。



4 本市における多文化共生社会の課題

多文化共生社会づくりの主な課題として、以下の6つがあげられます。

■異文化理解の啓発・普及の展開

生まれ育った国の違いから、日常生活の様々な場面において、文化の違いと出会い、トラブルになることもあります。互いの文化の違いを理解する心を醸成し、共に生きる生き方を啓発、普及していくことが求められています。

■言葉の壁の解消

日常生活を営む上で、最も大きな障壁が「言葉」です。本市に住む外国人の国籍をみると、アジア、南米諸国を中心に様々な国から来ています。多言語による「言葉の壁」を解消することが求められています。

■就労環境の整備

外国人就労者は、これからの本市の産業活動、経済活動を担う貴重な人材です。外国人、日本人を問わず同じ小山市民として共に働けるよう、就労環境の整備が求められています。

■生活の安全・安心の確保

「安全・安心の確保」は生活の基本条件です。外国人の医療を保障し、災害、事件・事故からの危険性を排除しなければなりません。同じ市民として安全・安心の確保対策が求められています。

■外国人の子どもたちの学校教育の充実

日本人の子どもたちと同様、外国人の子どもたちも本市の学校で、一緒に学び、学校生活を送ることになります。外国人の子どもたちが未来の夢を育むことができるよう、学校教育の充実が求められています。

■身近な地域での市民交流の促進

外国人も小山市民であり、地域住民です。地域住民の一員として、自治会等の参加を促し、活動を通して、身近なところから市民交流の輪、共生社会の輪を広げていくことが求められています。

5 計画の理念と基本目標

基本理念

異なる文化を分かち合い 共に生きるまち 小山

基本目標1

共に生きる「ひと」を創る

基本目標2

共に働く「しごと」を創る

基本目標3

共に暮らす「まち」を創る

6 施策の展開と重点事業

注：(新)は新規事業

基本目標1 共に生きる「ひと」を創る

施策の展開	重点事業
1 多文化共生社会の基盤整備	
(1)多文化共生社会の啓発活動	・多文化理解教室・講座の開催 ・共生社会啓発パンフレット作成・配布
(2)多文化共生社会推進の体制整備	・多文化共生社会推進協議会(分科会)の開催 ・(新)外国人市民会議の創設 ・(新)市職員向け多文化共生社会研修の実施
(3)多文化共生社会づくりの拠点整備	・多文化共生総合支援センターによる相談・情報提供 ・多文化共生総合支援センターへの活動支援
(4)多文化共生社会推進団体の育成	
2 多文化教育の充実	
(1)日本語教育の充実	
(2)外国人児童生徒の教育の充実	・外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」の充実(学力向上カリキュラム・教材整備、学校生活指導) ・教育、学校生活相談の充実(スクールカウンセラーの配置)
(3)すべての児童生徒への国際教育の推進	・国際教育の推進(全校児童生徒を対象とした国際教育の実施)
(4)高等教育への進学支援	・中学校での進路指導強化 ・教育機関等との連携による進路指導・学習支援・情報提供 ・(新)高等教育進学、就労のための進路指導、学習支援
3 多文化共生社会推進の人材の育成	
(1)通訳人材の育成	
(2)医療・保健人材の育成	・医療通訳体制の整備
(3)相談窓口の強化	

基本目標2 共に働く「しごと」を創る

施策の展開	重点事業
1 特定技能等を含む外国人雇用の推進	
(1)外国人雇用の推進	
(2)福祉サービス人材の開発	
(3)留学生の就職支援	
(4)産学官の連携強化	・おやま産学官ネットワークの充実
2 外国人の就労環境の確保	
(1)適正な労働環境の確保	・外国人に対するハラスメント防止啓発 ・悪質な就労仲介業者被害の防止強化
(2)社会保険等加入の促進と制度理解	・国民年金の周知、広報活動 ・社会保険・雇用保険・医療保険・国民年金制度の周知、広報活動 ・大学・専修学校・企業との連携による国民健康保険加入の促進と納税の促進・管理

基本目標3 共に暮らす「まち」を創る

施策の展開	重点事業
1 多文化共生社会の公共施設整備	
(1)公共サービスの多言語整備	・多文化共生総合支援センターの整備(サービスの拠点の整備、相談員の配置) ・外国人のための生活情報提供 ・窓口環境の整備(やさしい日本語・外国語研修、多言語翻訳機の設置等) ・小山市民としての日常生活指導
(2)多文化共生社会に対応した新市庁舎整備	・新市庁舎の整備
(3)多言語による「まち」のサイン整備	・交通標識・公共交通案内の多言語による整備
2 安全・安心なまちづくり	
(1)医療体制の整備	・国民健康保険・国民年金制度の周知、広報活動 ・(新)外国人患者受け入れのための医療機関向けマニュアルの周知 ・健康のしおり(多言語版)の作成・配布
(2)災害時の安全の確保	・防災に関する情報発信(外国人を対象とした出前講座の実施、災害情報アプリの活用、多言語の防災ガイドブック等の作成・配布) ・外国人を対象とした防災訓練の実施 ・災害時における多言語避難カードピクトグラム等の作成・活用 ・「災害多言語支援センター」の設置
(3)交通安全対策の充実	・(新)外国人を対象とした交通安全教育や交通安全についての広報・啓発
(4)防犯対策の充実	・防犯知識・情報の普及、啓発活動の実施 防犯教室の実施
(5)在留資格等外国人相談の充実	・(新)在留資格得喪に関する相談会の実施
3 市民生活サービスの確保	
(1)住宅確保の支援	・(新)賃貸人に対する支援 ・外国人への住宅を賃貸する上での心得(新)相談窓口の設置、(新)ガイドブックの作成)
(2)金融・通信サービス利用の向上	
(3)安心して子育てできる環境づくり	・多言語での子育て相談・支援の充実 ・子育て制度案内の多言語整備(保育園等入所の申請書、(新)おやまっ子開運子育てナビ、(新)「小山の子育て支援情報」作成)
4 外国人と共につくる地域社会	
(1)外国人と共に身近な地域づくりの推進	・自治会などの地域社会組織参加促進 ・日常生活ルール(ゴミ出し、清掃、情報伝達等)の理解促進
(2)外国人キーパーソンを活用した地域社会づくり	・(新)外国人キーパーソンの把握・養成
(3)グローバルな地域社会づくりの推進	・新しい文化活動を創造する人材としての外国人の活用 ・姉妹都市ケアンズ市の交流推進 ・外国人の言語を生かした地域貢献(新)多言語翻訳、多言語通訳)

7 計画の推進

■それぞれの役割

市民、自治会等地域組織、市民団体、企業、教育機関、小山市、国・県など、全ての市民、組織が、それぞれの役割を担い、多文化共生社会づくりを推進します。

■推進体制の整備

○多文化共生社会推進の組織体制整備……「小山市多文化共生社会推進協議会」を中心とした計画推進の体制整備

○計画の進捗管理……PDCAサイクルに従って計画を進行管理

○庁内の横断的連携……小山市庁内の各行政部門の連携

○国・県・広域地域との連携……国・県の制度・施策との連携、広域的な施策・事業との連携